

Teams を利用するにあたっての注意事項

1. メールアドレスの使用について

みなさんには teams を利用するにあたってメールアドレスが配布されています。これは生徒の情報活用能力向上を目指した学校教育活動を支援する目的で配布されていますので、利用にあたっては、以下の「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」を順守するようにして下さい。

児童生徒用メールアドレス利用に関する規程 第6条より抜粋

- (1) メールアドレス及びパスワードの他者（個人及び組織）への譲渡、貸与・共用の禁止
- (2) パスワードの他者（個人及び組織）への開示の禁止
- (3) 知り得た他者のメールアドレス及びパスワードを用いて、電子メール等を利用する行為(不正アクセス禁止)
- (4) パスワードを他のインターネットサービスで使用する(使い回し)の禁止
- (5) 学校で定める利用目的、管理・指導方針、利用計画に従い、不適切利用の禁止
- (6) 個人情報およびプライバシーの保護に反する行為の禁止
- (7) 著作権等の知的財産権および肖像権等の権利の侵害の禁止
- (8) ネットワーク運営に支障を及ぼすような行為の禁止
- (9) 他者（個人及び組織）を誹謗中傷する行為の禁止
- (10) 受信したメールを自動的に他のアカウントへ転送設定すること(自動転送設定)の禁止
- (11) その他、法令及び公序良俗に反する行為の禁止

以上の事項に反する疑いのある場合は、以下のような措置を取る場合があります。

- (1) 校長はメールアドレスの利用が、第6条に反する疑いのある場合は、メールの内容等をモニタリングすることがある。
- (2) 県立総合教育センターは緊急又は重大な事案だと判断した際に、児童生徒のメールの内容等をモニタリングすることがある。
- (3) 校長は、モニタリングを行った結果、メールアドレスの利用が適切でないと判断した場合、利用を禁止し、速やかに県立総合教育センターへ一時停止申請を行うことがある。
- (4) 県立総合教育センターは、モニタリングを行った結果、メールアドレスの利用が適切でないと判断した場合、アカウント削除の措置を行うことがある。

また、データの消失等についても確認して下さい。

- (1) 天災、停電、事故、その他の障害によるデータの消失等の損害に対して、県立総合教育センターは責任を負わない。
- (2) メールアドレスの利用に際して発生するいかなる不利益、損害に対しても、県立総合教育センターは責任を負わない。

2. Teams の利用について

現在、学年ごとにチームを作成しています。みなさんはそれぞれの学年のチームに入り家庭学習の支援を受けることになります。

- ①学年のチームには「一般」という全体向けの連絡をする場所と「国語」や「数学」など各教科の連絡をする場所に分かれています。なお、教科「商業」は各学科に分かれています。
- ②今後の学校の情報や各教科から教材が提供された場合は「一般」の場所に先生から連絡が入りますので、「一般」の通知をオンにしておくようにして下さい。
- ③「一般」を確認し各教科の場所をクリックまたはタップして各教科の場所を開き教材を活用し課題に取り組んで下さい